

会計年度任用職員（青少年専門員）募集要項

令和7年1月29日
宮 城 県

会計年度任用職員（青少年専門員）の採用選考考査を、次のとおり実施します。

1 職種及び採用予定人員

- ・ 青少年専門員 1名

2 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※採用後1ヶ月間の試用期間があり、その間の勤務状況が良好と認められた場合に、正式に採用となります。

※人事評価等により、最大2回まで契約の更新を行う場合があります。

3 応募の要件

県内在住の方で、以下（1）から（3）の条件を満たす方を対象とします。

- （1）学校教育法による大学を卒業し、教員として学校における教育業務に従事した勤務経験を有する方。
- （2）青少年の健全育成に係る国・県・市町村等の施策と動向に関する知識と理解を有する方。
- （3）普通自動車の運転及びパソコンの基本操作ができる方。

ただし、下記のいずれかに該当する方は、上記の条件を満たしていても応募できません。

- （1）日本の国籍を有していない者
- （2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （4）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 従事業務の内容

青少年の健全育成に向けて、県内及び担当地区において以下のような業務に従事します。

- ・ 有害図書等の立入調査
- ・ 出張講演活動（青少年の健全育成に関するテーマ）
- ・ 地区研修会の開催
- ・ 青少年を対象とした研修活動の募集・引率
- ・ 国、県による各種調査
- ・ 「少年の主張」地区大会・県大会の運営
- ・ 青少年育成推進指導員への助言・指導
- ・ 青少年のための宮城県民会議関係事務（会員研修会、県民のつどい、家庭の日絵画等募集・表彰等）

5 勤務場所
宮城県環境生活部共同参画社会推進課（仙台市青葉区本町三丁目8-1）

6 身分及び勤務条件

- (1) 任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日（以後、最大2回まで更新の場合有り）
- (2) 給与等
 - 給与月額 173,550円
 - 地域手当・期末手当・勤勉手当・通勤手当 県の規定に基づき支給
- (3) 福利厚生 共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償
- (4) 勤務日数、休日及び勤務時間
 - ① 勤務日数 週4日勤務（勤務日は採用後に決定します。）
 - ② 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める祝日
 - ③ 勤務時間 午前8時30分～午後4時45分（休憩時間：正午から午後1時）
- (5) 休暇制度 県の規定に基づき、年次有給休暇（初年度年間10日）のほか、有給又は無給の休暇があります。
- (6) 人事評価制度 あり

7 選考方法

書類審査、面接審査

8 募集期間等

- 募集期間 令和7年1月29日（水）から令和7年2月7日（金）まで
※申込みがあった者から順次選考を行い、採用予定者を選定した時点で締め切る。
- 面接審査 申込みがあった時点から随時開始する。（時間については個別にお知らせします。）
- 選考結果 審査終了後、共同参画社会推進課から個別にお知らせします。

9 応募方法

選考考査受考申込書（所定の様式に写真を添付したもの）を、募集期間内に下記の申込先まで提出（郵送または持参）してください。

10 申込・お問い合わせ先

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 青少年育成班

〒 980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話 022-211-2577 FAX 022-211-2392